

奈井江町
パートナーシップ宣誓制度
利用の手引き

奈井江町

目 次

1. 奈井江町パートナーシップ宣誓制度とは	1
2. 宣誓をすることができる方	1
3. 宣誓手続きの流れ	1 - 2
4. 宣誓手続きに必要な書類	2 - 3
5. 受領証等の再交付・返還	3 - 4
6. 宣誓の無効	4
7. 自治体間連携	4
8. Q & A (よくある質問)	4 - 6

1. 奈井江町パートナーシップ宣誓制度とは

奈井江町では、町民一人ひとりが互いに人権を尊重し、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指すため、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合う関係であることを宣誓し、町が両者に対してパートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを交付するものです。

この制度は、法律上の婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務が生じるものではありませんが、町が認めることをきっかけとして偏見の解消、性の多様性への認知について町民や事業者の理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる奈井江町を目指しています。

2. 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- ①一方又は双方が性的マイノリティであること
- ②双方が民法で定める成年に達していること（満 18 歳以上の方）
- ③一方又は双方が町内に住所がある、又は宣誓の日から 3 か月以内に町内への転入を予定していること
- ④双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと
- ⑤宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ⑥互いに近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと（パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合を除く）

3. 宣誓手続きの流れ

①宣誓日の事前予約

- ・宣誓希望日の原則 7 日前までに（土日、祝日、年末年始を除きます）、電話、メールのいずれかの方法で、町民生活課戸籍係へ宣誓日時の事前予約をしてください。宣誓日時の調整を行います。

予約先：奈井江町 町民生活課戸籍係

電 話：0125-65-2113（平日の 8：30～17：00）

E-mail：koseki@town.naie.lg.jp

宣誓できる日時：平日 8：30～17：00（年末年始を除く）

宣 誓 場 所：奈井江町役場 ※原則、個室で対応します。

予約時には以下の項目をお知らせください

- 1) 宣誓希望日、時間帯
- 2) 宣誓される方の氏名・生年月日・住所（町外の場合は転入予定日）
- 3) 代表の方の日中連絡先（電話番号又はメールアドレス）
- 4) 受領証等に未成年の子の氏名の記載を希望する場合はそのこと

②必要書類の準備

- ・ 宣誓に必要な書類（2 ページ参照）をご用意ください。

③パートナーシップの宣誓受付

- ・ 予約した日時に、本人確認書類と必要な書類等をお持ちの上、必ず宣誓するお二人でお越しください。
- ・ 必要書類を提出していただき、確認後、町の職員の立会いのもと、「パートナーシップ宣誓書」及び「パートナーシップ宣誓に当たっての確認書兼同意書」に署名し、提出していただきます。

④パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・ 宣誓終了後、「宣誓書の写し」をお渡しします。
- ・ 「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」は後日交付します。（宣誓後 1 週間程度）
転入予定の場合は、転入後に交付します。

4. 宣誓手続きに必要な書類

①「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」

- ・ お一人 1 通ずつ（3 か月以内に交付されたものに限る）提出してください。
- ・ 宣誓するお二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの 1 通でかまいません。
- ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの（記載があるものは受け取れません。）
- ・ 本籍、続柄、筆頭者の記載はなくてもかまいません。

【転入予定の方へ】

- ・ 奈井江町に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類を提出してください。※他市町村からの転出証明書、賃貸借契約書の写しなど
- ・ 転入後 14 日以内に、「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」等を提出してください。

②配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本又は独身証明書等）

- ・お一人 1 通ずつ（3 か月以内に交付されたものに限る）提出してください。
※戸籍抄本・独身証明書は、本籍地の自治体で取得できます。本籍地がわからない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することでわかります。
詳細は、本籍地のある自治体にご確認ください。

③本人確認ができる書類（ご提示いただくもの）

- ・本人の顔写真のある公的機関が発行した書類
マイナンバーカード、旅券（パスポート）、運転免許証 等

④その他、必要に応じて提出が必要な書類

- ・通称名の使用を希望する場合、日常生活において通称名を使用していることがわかる書類
 - 社員証・学生証などの身分証明書
 - 自宅に届いた郵便物 2 通（消印があり、住民票の住所と一致していること）
 - 病院の診察券 他
- ・未成年の子の氏名を受領証等に記載することを希望する場合、
 - 「子に関する届出書（別記第 5 号様式）」
 - 子と宣誓者の関係が分かる書類（戸籍謄本など）
 - 子の年齢及び同居の事実が確認できる書類（住民票の写しなど）

5. 受領証等の再交付・返還

①受領証等の再交付

紛失、毀損した場合や、改姓・改名等により受領証及び受領証カードの再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記第 6 号様式）」を提出してください。

なお、紛失した場合で、再交付後に見つかったときは、速やかに返還してください。

- 本人確認書類
- 交付済みの受領証等（紛失以外の理由の場合）
- 戸籍抄本など（改姓・改名の場合）

②受領証等の返還

下記の 1) ～4) のいずれかに該当するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記第 8 号様式）」に本人確認書類、交付済の受領証等を添えて提出してください。

- 1) パートナーシップを解消したとき

- 2) 一方が死亡したとき
- 3) 双方が奈井江町以外に転出したとき
※自治体間連携協定を締結している自治体へ転出し、継続使用申請の手続きを行った場合は除きます。
- 4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

6. 宣誓の無効

以下のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。交付済みの受領証等は、速やかに返還してください。

- ・パートナーシップを形成する意思を有しないとき
- ・宣誓時において対象者の要件に該当していなかったことが判明したとき
- ・虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたとき
- ・受領証等を不正に使用したとき

7. 自治体間連携

奈井江町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請届（別記第9号様式）」を奈井江町に提出することにより、転出入にかかる手続きが簡素化され、奈井江町で交付した受領証等をそのまま使用することができます。

※本人確認書類を必ずお持ちください。

8. Q & A（よくある質問）

Q 1. パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

A. 婚姻は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、お互いが人生のパートナーであることを町に宣誓するもので、奈井江町が独自に行う制度で、法的効力はありません。

Q 2. パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

A. 宣誓や宣誓書受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく必要書類の交付手数料などは自己負担となります。

Q 3. 同性のパートナーしか宣誓することができないのですか？

A. 一方又は双方が性的マイノリティの方であれば、戸籍上の性別を問わず宣誓できます。

Q 4. 事実婚の二人は宣誓できますか？

A. 本制度は、法律婚が認められていないことなどにより、その関係性が認め

られず、生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の困難の緩和を図るための制度ですので、事実婚の方は対象としておりません。

Q 5. 養子縁組をしている場合は宣誓できますか？

A. パートナーシップの関係に基づく養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q 6. 代理人や郵便、Eメールで宣誓書の提出はできますか？

A. 宣誓の手続きは、お二人で来庁いただき、町職員の立会いのもと、宣誓書にお二人の直筆で記入していただきますので、代理人による宣誓、郵便やEメールでの提出はできません。ただし、病気等の理由により、お二人での来庁が難しい場合は、事前にご相談ください。

Q 7. 宣誓書等に自ら記入することができない場合は、代筆してもらえますか？

A. 宣誓するお二人と町職員の立会いのもとで、他の方が代筆することができます。ただし、代筆する場合は、その方の身分証など本人確認書類の提示が必要となります。

Q 8. 外国籍の場合は宣誓できますか？

A. 外国籍の方も「2 宣誓することができる方」（1 ページ参照）の要件を満たしていれば宣誓することができます。その場合、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。なお、パートナーシップの宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q 9. 通称名を使用できますか？

A. 性別違和などにより、日常的に通称名を使用している方は通称名で宣誓することができます。その際には、通称名を使用していることが確認できる書類（3 ページ参照）を提示していただきます。また、確認書には戸籍上の氏名も記入していただきます。

Q 10. 宣誓にあたりプライバシーは守られますか？

A. プライバシーに配慮して、個室対応します。また、提出された書類や個人情報については、本事業の目的以外に利用することはありません。

Q 11. 受領証等に有効期限はありますか？

A. 有効期限はありません。

Q 1 2. 受領証等の再交付、返還の手続きの際も、必ず二人で行かなければいけないか？

A. 受領証等の再交付、返還の手続きについては、お一人でいらっしゃってても行うことができます。ただし、パートナーシップ解消のために受領証等を返還する場合、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。（死亡による場合を除く）

Q 1 3. 町外に転出する時に手続きは必要ですか？

A. お二人が町外に転出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出してください。また、受領証と受領証カードも添付してください。
ただし、自治体間連携の協定を締結している自治体へ転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出することで、転出後も継続して奈井江町が発行する受領証等を使用することができます。